○関東地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第九十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・六・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号、昭和三十三年建設省告示第九百九十号、昭和三十四年建設省告示第千五百八十六号、昭和三十八年建設省告示第八百十三号、昭和四十三年建設省告示第七百一号、昭和四十六年建設省告示第五百九十六号、昭和五十一年建設省告示第四百二十九号、昭和五十六年建設省告示第五百三十六号、昭和六十一年建設省告示第三百五号、平成三年建設省告示第五百八十七号、平成七年建設省告示第千八百四十四号、平成十年建設省告示第二十一号、平成十四年関東地方整備局告示第八十六号、平成十六年関東地方整備局告示第五十六号及び平成二十四年関東地方整備局告示第百五十二号の事業地のうち東京都府中市多磨町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目地内

○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百二十七号八王子都市計画河川事業第三号谷地川

三　事業施行期間　自平成十年七月八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十五号八王子都市計画河川事業第三号谷地川

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第九百九号多摩都市計画河川事業第三号三沢川

三　事業施行期間　自昭和六十年六月五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百八十二号町田都市計画河川事業第三号鶴見川

三　事業施行期間　自平成十八年八月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百八十七号青梅都市計画河川事業第一号霞川

三　事業施行期間　自平成十八年九月十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし